

### 第 3 章 計画期間

### 3.1 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である総合管理計画の計画期間に合わせて2021年度（令和3年度）から2055年度（令和37年度）までの35年間と設定します。なお、計画のローリングについては、当初5年間とし以降10年間の期ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においても適宜見直しを行うものとします。

	計画期間			
	1次計画	2次計画	3次計画	4次計画
計画期間	2021～ 2025	2026～ 2035	2036～ 2045	2046～ 2055
1次計画				
2次計画	見直し			
3次計画		見直し		
4次計画			見直し	